

第903回教育委員会定例会会議録

1 招集日時 平成30年2月8日(木)午後1時30分

2 招集場所 教育委員会会議室

3 出席者 高橋教育長, 伊藤委員, 奈須野委員, 齋藤委員, 千木良委員, 小室委員

4 説明のため出席した者

西村理事兼教育次長, 清元教育次長, 布田総務課長, 佐々木教育企画室長,
佐藤福利課長, 山本教職員課長, 奥山義務教育課長, 目黒特別支援教育室長,
岡参事兼高校教育課長, 横山参事兼施設整備課長, 松本参事兼スポーツ健康課長,
鎌田参事兼全国高校総体推進室長, 新妻生涯学習課長, 高橋全国高校総合文化祭推進室副参事,
山田技術参事兼文化財保護課長 外

5 開 会 午後1時30分

6 第902回教育委員会会議録の承認について

高橋教育長 (委員全員に諮って) 承認する。

7 第903回宮城県教育委員会定例会会議録署名委員の指名, 議事日程について

高橋教育長 奈須野委員及び千木良委員を指名する。
本日の議事日程は, 配付資料のとおり。

8 教育長報告

(1) 「教科用図書の採択に係る請願」への対応について

(説明者: 西村理事兼教育次長)

「教科用図書の採択に係る請願への対応について」御説明申し上げます。

資料は1ページから3ページである。はじめに, 資料1ページを御覧願いたい。

この請願は, 宮城県教職員組合など8者連名で提出されたもので, 県立学校が使用する教科用図書を採択するまでの過程において, 非公開で開催された教科用図書の採択を決定する教育委員会の会議, 及び県教育委員会の諮問に基づき, 教科用図書採択に係る「基本方針」, 「採択基準」, 「選定資料」等について審議する教科用図書選定審議会を公開することを求めており, 平成29年5月31日付けで提出された同じ内容の請願への回答が納得いかないということで, 改めて提出されたものである。この2つの会議を非公開で行うことについては, 法令の定めに基づき適正な手続きを経て決定されたものであるが, 非公開として開催された経緯について御説明申し上げます。

はじめに教育委員会であるが, 請願者は会議を非公開とすることができるものとして地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7号で規定されている「その他の事件」に該当する合理的理由がない旨主張しているが, 「その他の事件」とは, 「個人情報保護」あるいは「率直な意見交換や意志決定の中立性を確保するために公開することが適当でない」と認められるような場合が該当するものと解されている。

教科用図書採択にあたっては, これまでも様々な考えをもつ個人や団体等から, 自身の思想信条に基づいた不当な働きかけ, 更には採択結果に対する抗議などが全国的に行われ, 本県においても同様の事例が見られたことから, 率直な意見交換や意志決定の中立性が阻害されることを懸念し, これまでの教育委員会会議が非公開と決定されていたものである。

次に, 教科用図書選定審議会であるが, 請願者は「教科用図書の採択基準等について公正, 円滑な審議が阻害される」とする合理的理由を説明せよと主張しているが, 県教育委員会の諮問に基づき, 採択権者である市町村教育委員会等に提供する教科用図書の選定資料や別冊資料の作成に係る審議を行う教科用図書選定

審議会では、具体的に出版社ごとの教科用図書の特徴等について議論されることから、委員個人に対する教科書発行者からの宣伝活動や、様々な立場の市民、団体、研究者等からの働きかけが可能となるなど、委員の率直な意見交換に基づく公正かつ円滑な運営が阻害されることを懸念し、教科用図書選定審議会が非公開と決定されていたものである。

以上2つの会議においては、これまで同様に、会議の公開・非公開の決定について、その時々的情勢等を踏まえ、委員の判断のもと、適正な手続きを経て決定されるべきものである。

以上の内容で、請願者に対して回答したいと考えている。

本件については、以上である。

(質 疑)

伊 藤 委 員 個人の希望を申し上げますと、静かな環境の中で委員の皆様とじっくりと議論したいという気持ちがある。議事録は公開されると理解している。Web 上での誹謗や中傷も懸念されると考えており、以上の理由から非公開で会議を開催することを希望する。

(2) 「宮城県教科用図書選定審議会に係る請願」への対応について

(説明者：清元教育次長)

「宮城県教科用図書選定審議会に係る請願」への対応について御説明申し上げます。

資料は4ページから6ページである。はじめに資料4ページ、請願項目を御覧願いたい。

この請願は、「1 来年度以降の宮城県教科用図書選定審議会を公開の場で行うこと。」「2 来年度以降の宮城県教科用図書選定審議会議事録において、発言者の氏名を最初から明らかにすること。」、そして「3 今年度の宮城県教科用図書選定審議会の審議会要旨に基づき、来年度以降の宮城県教科用図書選定審議会について(1)から(4)を求める。」というものである。

まず、請願項目1について御説明申し上げます。教科用図書選定審議会では、教科用図書の選定資料や別冊資料の作成について、具体的に各出版社ごとの教科書の特徴等に関する審議が行われることから、委員個人に対して教科書発行者からの宣伝活動や、様々な立場の市民、団体、研究者等からの働きかけが可能となり、委員の率直な意見交換に基づく公正かつ円滑な議事運営に支障が生ずると認められる。そのため、今、御説明申し上げたような支障が生ずると認められる部分についてのみ、教科用図書選定審議会を非公開とすることに決定されたものである。

請願項目2については、委員に対して将来にわたって不当な圧力や働きかけが起こらないよう配慮する必要があり、議事録において氏名を明らかにすることは困難であると考えている。

次に、請願項目3の(1)についてであるが、県教育委員会では、「選定資料」に加え、地区採択協議会等において調査研究する際の参考となるよう、可能な範囲で「別冊」を作成している。この「別冊」は、各教科書の特徴を整理し、記載内容やその分量等を比較対照できるようにしたものであり、平成30年度もできる限り作成するべきものと考えている。

3の(2)についてであるが、「別冊」を作成する際には、公正かつ適正な教科書の採択につながるものとなるよう努めていく。

次に、3の(3)についてであるが、県教育委員会に送付される教科書見本は、文部科学省の通知により決まっており、それ以上の教科書見本の送付等は認められていない。今年度、審議会の委員は、20名で構成されており、県教育委員会に送付される教科書見本は、毎年最大15セットとなっていることから、事前に委員全員に貸与することは不可能である。そのため、審議の必要に応じて、適切に時間を確保するよう留意していく。

最後に、3の(4)についてであるが、県教育委員会では、法令に基づき、教科書の調査・研究のために、保護者を含めた教科用図書選定審議会を設置し、意見を聴くこととしている。具体的には、宮城県PTA連合会、仙台市PTA協議会の他、宮城県手をつなぐ育成会の代表者に委員として加わっていただき、保護者等の立場から御意見を伺っているところである。

また、県政だよりや各学校において、教科書展示会の案内を行い、採択過程において多くの県民の方々に実際に教科書を見てもらい、意見を反映させる機会も確保している。

以上の内容で、請願者に対して回答したいと考えている。

本件については、以上である。

(質 疑) 質疑なし

(3) ホームページにおける個人情報の誤掲載について

(説明者：西村理事兼教育次長)

「ホームページにおける個人情報の誤掲載について」御説明申し上げます。

資料は、7ページから8ページである。はじめに、資料7ページを御覧願いたい。

「1 概要」についてであるが、このたび、県のホームページで公開している生涯学習情報のうち、団体・グループ情報に関し、公表を前提としていない個人情報を誤って掲載していたことが判明した。

誤って掲載した情報は、団体の代表者名、会員数、問合せ先名称、住所、電話番号等、全872件で、その期間は昨年3月23日から今年1月19日までの303日間になる。この間、被害等の報告や苦情等はなかったが、県民の皆様にご心配と御迷惑をおかけしたことについて、改めてお詫びを申し上げます。

「2 原因」であるが、昨年3月23日にホームページを更新した際、団体情報の修正・登録のための様式をエクセルで作成し掲載した。そのファイルに、個人情報を掲載したシートが含まれていたことによるものである。資料8ページに、誤掲載のあったホームページのコピーを載せている。

資料7ページにお戻り願いたい。「3 対応」であるが、1月19日に個人情報の掲載が判明した後、速やかに当該ホームページを閉鎖し、同日中に記者発表を行い公表した。1月24日には、誤って情報を掲載した団体の方々へ謝罪の文書を送付するとともに、生涯学習課ホームページに本件の報告と謝罪を掲載した。

最後に「4 再発防止策」であるが、現在、教育庁内はもとより県庁全体でホームページの総点検を実施し、誤った情報等が掲載されていないか確認を行っている。今後は、個人情報の取扱いに十分に配慮し、ホームページ更新の際には、複数の職員による確認を徹底し、更新後も掲載状況の確認を行うなど再発防止に努めていく。

本件については、以上である。

(質 疑)

伊 藤 委 員

こうした誤掲載については、速やかに対応することが一番大事なことで、特に、団体やグループの方々に対しては謝罪の文書を送付の上、御理解を頂くことが大切である。

「4 再発防止策」において防止策が3点記載されているが、相手方に主旨を十分にお伝えし、このようなことが二度と起こらないように対応していただきたい。

9 専決処分報告

(1) 第363回宮城県議会議案に対する意見について

(説明者：西村理事兼教育次長)

「第363回宮城県議会議案に対する意見について」御説明申し上げます。

資料は、1ページから6ページである。資料2ページを御覧願いたい。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、本年2月2日付けで知事から意見を求められたので、まずは、その内容について御説明申し上げます。はじめに、「予算議案」であるが、資料3ページの「第363回宮城県議会提出予算議案の概要」を御覧願いたい。

「予算の概要」であるが、平成30年度一般会計歳出予算のうち、教育庁関係分の予算額は、1,613億1,470万8千円で、平成29年度当初予算と比較すると、226億8,093万1千円の減となっている。減の主な要因としては、気仙沼向洋高校と農業高校の建築工事の大部分が終了したことともなう災害復旧費の減によるものである。

次に、主な事業についてであるが、第2期教育振興基本計画に基づく基本方向ごとにとりまとめているので、そのうち新規・拡充事業を中心に御説明申し上げます。

「目標1」については、いじめや不登校等、本県の喫緊の課題に対応するため、新規事業として、(1)のホ「魅力ある学校づくり推進事業」を実施する。これは、県内において不登校等改善の具体的な実践のモデ

ルとなる中学校区を指定し、研究手法を普及するもので、事業費は107万8千円を計上している。

拡充事業としては、チ「いじめ・不登校等対策推進事業」について、平成28年度に東部教育事務所に設置した「児童生徒の心のサポート班」を、来年度は中央・県南地域の組織にも新設することにより、県内全域への対応を図る予定としており、事業費は、3億5,548万3千円を計上している。

また、ヌ「みやぎ子どもの心のケアハウス運営支援事業」については、震災などの影響による児童生徒の心のケアや学習支援、いじめ・不登校問題への対応強化のため、現在、13の市町の運営を支援しているが、来年度はこの取組を実施する市町村を20市町へ拡充することを予定しており、事業費は、2億2,300万円を計上している。

次に、「目標2」の新規事業としては、(1)のホ「みやぎグローバル人材育成事業」であるが、これは、県立高校において、国際的な大学受験資格が得られる教育プログラムである「国際バカロレアディプロマプログラム」の認定に向けた取組を行うものであり、事業費は、2,350万円を計上している。

また、チ「MIYAGI Style 推進事業」であるが、ICT機器を活用して行う授業の環境整備を段階的・発展的に展開するため、県立学校にプロジェクタやタブレットPCの整備を行うものであり、事業費は、2億5,000万円を計上している。

資料4ページを御覧願いたい。(3)のハ「特別支援学校整備事業」であるが、喫緊の課題である特別支援学校の狭隘化を解消するため、既存校舎を活用した分校設置を推進するほか、視覚支援学校寄宿舎の改築工事や金成支援学校及び角田支援学校の屋内運動場の大規模改築工事も予定しており、事業費としては、17億7,538万8千円を計上している。

新規事業として、ニ「特別支援学校文化祭事業」であるが、今年度、本県で開催した全国高等学校総合文化祭特別支援学校部門の成果を踏まえ、特別支援学校の生徒による合同文化祭を県独自で新たに開催し、日頃の学習の成果を発表することとしたものであり、事業費は、250万円を計上している。

また、拡充事業として、ヘ「障害者雇用促進事業」であるが、事業費を増額して雇用の促進を図るもので、事業費としては、1億2,205万7千円を計上しており、教育委員会としての法定雇用率2.4パーセントを達成するよう取り組んでいく。

次に、「目標3」の(1)ロ「多賀城創建1300年記念総合整備事業」であるが、30年度は地形復元盛土工事等の基盤整備工事を行う予定としており、事業費は、7,725万円を計上している。

次に、「目標4」の新規事業としては、(1)のハ「部活動指導員配置促進事業」であるが、教職員の多忙化解消等のため、部活動の技術指導や大会等への引率等を行うことを職務とする「部活動指導員」の配置促進に取り組むものであり、事業費は、460万8千円を計上している。

また、チ「校舎改築事業」及びリ「校舎等小規模改修事業」であるが、宮城第一高校及び石巻好文館高校の校舎改築の設計や、県立学校の校舎等の老朽化した設備の改修を行うもので、事業費は併せて約27億円を計上している。その下、新規事業として、ヌ「小規模防災機能強化補助事業」であるが、市町村が行う小中学校施設の防災対策事業に財政支援を行うもので、事業費は、3,000万円を計上している。

次に、「目標5」の(1)のハ「松島自然の家災害復旧事業」であるが、30年度は本館用地の造成工事等を行う予定としており、事業費は、1億3,652万9千円を計上している。拡充事業としては、ヘ「スポーツ選手強化対策事業」であるが、本県の競技力の向上を図るため、30年度は強化費の増額をしており、事業費は、1億3,000万円を計上している。

次に、資料5ページを御覧願いたい。「債務負担行為」であるが、県立学校の寄宿舎改築工事など8件について、必要な期間及び限度額の債務負担を措置するものである。

次に、資料6ページを御覧願いたい。「予算外議案の概要」である。まず、条例議案であるが、議第21号議案「職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例」については、小中一貫教育を行う新たな学校として「義務教育学校」が開校することに伴い、関係する規定の整理を行うものである。

続いて、議第54号議案「美術館条例及び歴史博物館条例の一部を改正する条例」については、障害者に対する観覧料の減免割合の引上げ等を行うものである。

最後に、条例外議案であるが、議第59号議案「学校給食に関する事務の委託について」は、県立小松島支援学校松陵校の学校給食に関する事務を仙台市に委託することを、地方自治法の定めるところにより、議会

の議決を受けようとするものである。

資料1ページにお戻り願いたい。以上、知事から意見を求められた内容について御説明申し上げたが、このことについては、教育長に対する事務の委任等に関する規則第3条第1項の規定により、2月2日付けで専決処分し、異議のない旨回答したので、同条第2項の規定により報告する。

本件については、以上である。

(質 疑)

高橋教育長

資料4ページに記載されている目標2の(3)の二「特別支援学校文化祭事業」について、「総文祭の特別支援学校部門の成果を踏まえて特別支援学校の生徒による合同文化祭を県独自で新たに開催し、日頃の学習の成果を発表することとした」と説明があったが、その取組状況と成果をどのような形で生かそうとしているのかももう少し詳しく説明願いたい。

特別支援教育室長

昨年8月に藤崎百貨店において総文祭の特別支援学校部門が開催されたが、そこに参加した経験が特別支援学校の生徒の大きな成長につながった。これを1回限りに終わらせるのではなく、来年度以降も藤崎百貨店のような催事会場において開催期間を短くして生徒達の発表する場を設けていきたいと考えており、今回250万円の予算を計上したものである。

高橋教育長

昨年度と同様の場を設けるに当たり藤崎百貨店の感触はどうか。

特別支援教育室長

藤崎百貨店との調整はこれからになる。夏季の開催は難しいと思われるので秋季以降で調整することになると思う。

伊藤委員

昨年の総文祭において、特別支援学校が藤崎百貨店の7階で開催したカフェに自分も伺った。会場には各支援学校を紹介するパネルが展示してあり、自分達が取り組んでいる活動のプレゼンテーションとしてミニステージのような場面もあった。学校で製造した商品を販売して、お金のやり取りをするなど、そこでの生徒達の表情はとても生き生きしていた。こうした取組を継続していくことは、特別支援学校の生徒や保護者、教員にとっても大変励みになると感じた。今の説明だと来年度の開催時期は未定のようなのであるが、藤崎百貨店の繁忙期を除けば喜んで会場提供をしていただければと思うので、開催時期の打ち合わせを早めに実施し、学校側にも伝えて企画を進めるべきだと思う。

千木良委員

昨年、自分も藤崎百貨店のカフェを訪れたので伊藤委員と同じような感想を持った。また、こうした機会が今までなかったことを意外に思った。白石では特別支援学校や特別支援学級による合同遠足を実施していることから、文化祭のようなことを開催していると思っていたので、こうしたことが開催されていないことを知って驚いている。仙台という人目に付きやすい場所で、生徒達が会場に通うことにより本人のためになると、子供達が生き生きと輝いて、しかも他の方と交流する場面があるということで、保護者にとっても喜びにもつながると思う。一般の方にもこうしたことを広く知っていただくことで交流ができ、社会に出る時のつながりになるような取組にしていただきたい。

奈須野委員

資料4ページに記載されている目標4のハ「部活動指導員配置促進事業」として4,608千円の計上があるが、この予算は県立学校で執行するものなのか、それとも教育事務所で執行するものなのかもう少し詳しく説明願いたい。

スポーツ健康課長

これまで部活動を外部や地域の方に手伝っていただいております。今年度は、部活動指導員として、制度上、単独で指導ができたり、大会に参加する際に引率できる方を配置できるようになった。今年度は予算がなかったが、来年度から1/3の国庫補助事業ができたことから、市町村にも声掛けをしており、一市町村でこの事業による配置が可能となる見込みである。この事業は対象が中学校であることから、県立中学校の2校でもこの事業による配置を行う見込みである。

奈須野委員 この事業による配置が見込まれている市町とは塩竈市のことだと思うが、間違いないか。

スポーツ健康課長 モデル事業として今年度から3年継続で実施することを考えていた。モデル事業として今年度を実施する場合は、モデル事業の予算で実施することができた。来年度もモデル事業の予算で実施することで調整を進めていたが、この時期になってモデル事業ではなく正規の国庫補助事業で事業を実施するよう連絡があった。来年度については予算措置など対応できないことから、正規の国庫補助事業と同様の事業は実施できないため、別の方法を検討しているところである。

10 議事

第1号議案 第3期「学ぶ土台づくり」推進計画について

(説明者：西村理事兼教育次長)

第1号議案について、御説明申し上げます。

資料は1ページから4ページと別添資料1及び2である。はじめに、資料2ページを御覧願いたい。

第3期計画(案)の説明に当たり、改めて策定の趣旨やこれまでの経緯等について御説明申し上げます。

はじめに、「1 策定の趣旨」であるが、平成27年3月に策定した第2期計画の計画期間が今年度で終期を迎えることから、本県の幼児教育を推進していくための新たな指針として、第3期「学ぶ土台づくり」推進計画を策定するものである。計画の概要については資料に記載のとおりであり、策定主体は、宮城県と宮城県教育委員会、計画の期間は平成30年度から平成32年度までの3年間である。

次に、資料3ページを御覧願いたい。「2 策定経過」であるが、昨年5月と8月に「学ぶ土台づくり」推進連絡会議を開催し、第3期計画の素案等の検討を行ってきた。また、特に幼稚園教諭や保育士等の研修などについて検討を行うため、9月に研修等検討部会を開催した。

さらに、事務局において「中間案」を調製し、昨年11月の本委員会において報告を行ったが、その後、パブリックコメントを実施するとともに、先月開催した推進連絡会議における意見等を踏まえ、修正等を加えたものを本日「計画案」として示すものである。

なお、第3期計画については、本日御審議いただいた後、知事部局と調整の上、年度内に策定・公表する予定である。

次に、資料4ページを御覧願いたい。「3 第3期『学ぶ土台づくり』推進計画の主な特徴等」であるが、(1)「目指す子供の姿」と「計画の目標」については、「学ぶ土台づくり」の大きな柱として第1期計画から掲げており、第3期計画においても継続するものである。改めて御説明申し上げますと、「目指す子供の姿」を「元気いっぱい、夢いっぱい、瞳かがやく“みやぎっ子”」と定め、その実現に向けて4つの「計画の目標」を掲げるという構成としている。

次に、(2)「新たな幼稚園教育要領等の実施等に伴う施策・取組の追加・拡充」については、施策・取組の大きな方向性としては、現行計画を継続するものであるが、平成30年度から新たな幼稚園教育要領等が実施されることなどを踏まえ、施策・取組を追加・拡充している。特に、目標3において、現行計画の課題等を踏まえ、体験活動や遊びの重要性を更に啓発するとともに、目標4において、幼児教育アドバイザーの活用など幼児期の教育・保育の質の向上に向けた取組や、小学校への円滑な接続に向けた幼小接続期カリキュラムの普及促進などを行うものである。

次に、(3)「県民総がかりによる幼児教育の展開」については、「学ぶ土台づくり」の推進に当たり、引き続き幼児教育に関係する様々な主体がそれぞれの役割を果たしながら共に取り組んでいく。特に第3期計画においては、県内全域で「学ぶ土台づくり」を推進するため、市町村との連携を明記している。

次に、別添資料1を御覧願いたい。第3期計画(案)について、中間案からの主な変更点を御説明申し上げます。中間案からの変更箇所については下線を記載しており、全体的により分かりやすいように文言を修正している。

それでは、はじめに別添資料1の5ページを御覧願いたい。下段に記載している表1について、今年度の調査結果を踏まえて数値を更新している。それぞれの項目について、昨年度の調査結果よりも割合は低くな

っているが、いまだ震災の影響が見られている。また、表の上の「(5) 東日本大震災の影響」において、文部科学省の調査結果を踏まえ、震災に伴う親の精神不調が子供の発達に影響を及ぼしていることについて追記している。

次に、16ページを御覧願いたい。「目標4：幼児教育の充実のための環境づくり」において、施策や取組の追加と合わせて、幼稚園教諭、保育士及び保育教諭等の資質の向上や、多様化する幼児教育へのニーズに対応した環境整備について追記している。

次に、17ページを御覧願いたい。「第4章 施策の展開」において、施策の全体体系を示すため、説明文と図を追記している。なお、全体で11の施策のうち、6つの施策について、重点事項として特に力を入れて推進することとしている。

次に、24ページを御覧願いたい。目標2の指標として5番目にライフ・ワーク・バランスに関する指標があるが、中間案においては目標1にも同じ指標を記載していた。2か所に記載していた指標はこの指標のみであったので、計画の進行管理を行う上で整理を行い、施策との関連が深い目標2にのみ当該指標を記載することとし、目標1からは削除している。

次に、28ページを御覧願いたい。「施策9(2) 幼小接続期カリキュラムの普及促進」において、中間案では小学校における「スタートカリキュラムのモデル例」を作成すると記載していたが、より実効性のあるものとなるよう、「カリキュラムや実践のモデル例」を作成すると記載している。

次に、30ページを御覧願いたい。「第5章 計画の推進」において、教育現場、家庭、地域社会、行政が共に幼児教育を展開していくことに関してイメージ図を追記している。子供たちを、それぞれが連携して支えていくイメージである。

最後に、32ページを御覧願いたい。資料として、計画の策定経過や委員名簿、目標指標の一覧のほか、昨年6月に実施した実態調査の結果を添付している。また、A3判の別添資料2については、第3期計画(案)の概要版となっているので、詳しくは後ほど御覧願いたい。

以上、よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。

(質 疑)

千木良委員 別添資料1の31ページの「各主体に期待される役割」において、「家庭」の役割の中に「教育の基盤は家庭であることを認識し、主体的に子供の教育を行う。地域社会、教育現場、行政と連携し、家庭の教育力の向上に努める」と記載があるが、家庭の教育力を向上させることに対して、具体策を考えているのであれば説明願いたい。

教育企画室長 ここに記載している家庭の役割とは、例えば幼児が生活する中で暮らす時間が多いという視点において、家庭での取組が重要であるという主旨で記載している。その支援や促していくための取組としては、現在も行っている親子で一緒に遊ぶ工夫をする取組である。例えば体を動かす点でいうとスポーツに関われるようなイベントをこちらで企画し集まってくれただけでなく取組を行っており、その点に関しては今年度の反省も踏まえて来年度も実施したいと思っている。また、そこでの課題なども改めて検証し、今後の取組につなげていきたいと考えている。

高橋教育長 今の説明について、学ぶ土台づくりとルルブルを実施しており、スポーツについてはルルブルで実施していると思うが、その点についても合わせて説明願いたい。

教育企画室長 基本的な生活習慣の定着促進という取組も展開しており、今説明したようなスポーツに触れ合う部分に関しては遊ぶという視点でのイベントを展開している。そうした遊ぶだけではなく、例えば規則正しい生活を送るためにしっかり食することや、ある程度早い時間帯に寝ることに関して、家庭における目標や話し合いをする機会を与えながら取り組むような仕掛けをしており、来年度も引き続き展開していく。

西村理事兼教育次長 生涯学習課の所管事業において家庭教育支援という重要な事業があり、子育てサポーターの養成や家庭教育支援チームの派遣など、具体的には就学児健康診断や入学説明会など多くの保護者が集まる場所に出向いて学習機会を提供する支援も行っている。また、中学校や高校において、親の学びのプログラム「親のみちしるべ」などを活用して

将来子供を持つことや親になることについて考えることを中高生に対して行っている。このことが、引いては家庭教育の支援につながっていくと考えている。

千木良委員 説明内容は理解した。家庭の役割が崩れた時に教育力が低下することで表面化してくることの一つとして、むし歯が増えてくる。三歳までのむし歯は家庭での生活習慣によるものが殆どだと言われている。このことの知識が有るか無いかで、むし歯の多さに影響してくる。そうした意味では家庭の状態が医療面でも非常に大事であると考えている。そのため家庭の教育力を向上とまでは言わないが、せめて最低限の知識だけは持ってほしいということが医療現場の特に歯科として目線になる。このことから、医療への教育からのアプローチや、これからの連携も大事になると思うので、そうした意味でも期待したいと思っている。

齋藤委員 学ぶ土台づくりは、子供たちがこれから始まる生活のスタートとして大変大事なところであり、しっかりした土台を作っていこうとするこの取組は大変興味もあり、今後の展開にも関心がある。そうした意味では、幼・小・中・高は全てつながっており、別添資料1の28ページにこの接続について記載がある。このうち(2)「幼小接続期カリキュラムの普及促進」におけるカリキュラムはこれから作成することになるのか。

教育企画室長 カリキュラムはこれから作成することになるが、市町村によっては独自の取組としてある程度ものを展開しているところもある。そうしたものを踏まえながら、県内全域で共通するところを整理の上、来年度以降に具体的に展開していきたいと考えている。

齋藤委員 しっかり押さえておきたいという部分が大変大事だと思う。別添資料1の28ページ(2)「幼小接続期カリキュラムの普及促進」に「生活や学習」と記載されており、学習を先取りしていくことが、接続として小学校教育のスタートをうまく始められることだと誤解されては困ると思う。幼児期に育てておくべきことと、小学校に入ってから育てても十分なものが混在して、幼児期に小学校の学習が降りている傾向が強い。実際には小学校の教員は幼稚園にそのことを期待しているのではなく、生活面や本当の土台を期待していることをよく耳にすることがある。ぜひ、ここは押さえておきたいということは、県として子供たちをいかに育てていくか姿勢を問われるところだと思うので、押さえるべきところを十分に吟味してほしい。

教育企画室長 幼児期における学びについては、遊びを通じて人との関わりや社会的なルールなどを学んでいくものであり、今後の人格形成をする上で基礎を学んでいく重要な時期と捉えている。そうした意味で小学校に入学する前までに、どのように育ててほしいといった姿を踏まえた上で、そのことが小学校の教育に活用できるような接続やアプローチとして、双方の観点からそれぞれが近寄り知り合うような部分での取組を接続期カリキュラムの中で網羅したいと考えており、その視点は欠かさずに取り組んで行く。

高橋教育長 (委員全員に諮って) 事務局案のとおり可決する。

第2号議案 宮城県指定文化財の指定について

(説明者：西村理事兼教育次長)

第2号議案について、御説明申し上げます。

資料は、5ページから10ページである。はじめに、資料6ページを御覧願いたい。

今回の指定については、平成30年1月30日付けで宮城県文化財保護審議会から答申を受けた「皿貝のモノティス化石産地」を、文化財保護条例第32条第1項の規定により、宮城県指定文化財として指定するものである。

次に、資料8ページを御覧願いたい。皿貝のモノティス化石産地は南三陸町が所有し、中生代三疊紀後期の示準化石である二枚貝の化石モノティスを大量に産出する地層である。このモノティス化石の存在は、明治14年にドイツ人ナウマンが当地を調査で訪れた際に発見し、世に知らしめたことで明らかになった。これにより日本に三疊紀の地層が存在することが証明され、その後の南三陸地域の地質学・古生物学研究の進

展につながったという、日本の地質学史上重要な発見の地でもある。

モノティス化石は日本では岩手県大船渡市から熊本県八代市まで、日本列島に沿って南北19箇所の化石産地が知られているが、皿貝地区はモノティス化石が初めて発見された場所であり、各種のモノティス化石がそろって産出する貴重な場所である。また、周辺には国指定天然記念物「歌津館崎の魚竜化石産地」等の貴重な化石産地もあり、中生代の多様な化石を産する南三陸町歌津の地を特徴づけるものである。町ではこれらの貴重な文化財を一体的に保存・活用していく体制整備を現在進めている。

以上により、皿貝のモノティス化石産地は本県にとって貴重であり、宮城県指定天然記念物（地質鉱物）に指定することが適当であると判断する。

以上、よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。

(質 疑)

伊 藤 委 員

資料8ページの答申書に、「町ではこれらの貴重な文化財を一体的に保存・活用していく体制整備を進めている」と記載があるが、保存とは産出した場所で保存するのか、それとも産出場所から移設して保存するのか伺いたい。また、活用についてどのような取組を考えているのか伺いたい。

文化財保護課長

保存については、産出場所である現地での保存が基本になる。活用については、「歌津館崎の魚竜化石」は震災からの復旧・復興が完了し、新たに観察用の通路などを設置している。皿貝の産地と魚竜化石の産地については、距離が若干離れているが、その間を繋いで周遊できるようなルートの設定や教材の提供などを考えている。

高 橋 教 育 長

大変貴重な場所であり、皆で大事にしていきたいと思う。
(委員全員に諮って)事務局案のとおり可決する。

1 1 課長等報告

(1) 小松島支援学校松陵校の開校に係る進捗状況について

(説明者：特別支援教育室長)

「小松島支援学校松陵校の開校に係る進捗状況について」御説明申し上げます。

資料は1ページから2ページである。はじめに、資料1ページを御覧願いたい。

仙台圏域における知的障害特別支援学校の喫緊の課題である狭隘化に対応するため、仙台市から旧松陵小学校の校舎等を借用し、平成30年4月に小松島支援学校松陵校を開校する。現在、開校に向けて、小松島支援学校本校、仙台市、松陵小学校跡施設管理運営協議会等と最終調整を行っているところであり、その状況について御報告申し上げます。

まず、「1 入学予定者」についてであるが、小学部8人、中学部2人、合計10人となる見込みである。小学部については、4人が新就学として2年生1人と3年生2人のうち1人が小学校の特別支援学級からの転入、3年生1人、4年生1人が小松島支援学校本校からの転入である。中学部については、いずれも小学校の特別支援学級を卒業し、進学による入学となる。このうち、小松島支援学校本校から転入する小学部3年生については医療的ケアを要するため、看護師を配置し安全な学習環境を整備していく。なお、開校式典については、6月上旬に開催する方向で、小松島支援学校や仙台市等と調整中である。

「2 校舎改修」についてであるが、裏面の平面図を御覧願いたい。工事は順調に進んでおり、3月2日の完了予定である。その後、完成検査を受け、3月下旬に入学予定者向けの学校見学会を開催する予定である。

「3 使用貸借契約」についてであるが、仙台市から校舎、体育館、校庭を一括無償で借用することで、現在、使用貸借契約書の条文の最終調製を行っている。

「4 学校施設開放」についてであるが、これまで旧松陵小学校では、地域の方へ施設開放を行っており、小松島支援学校松陵校となっても施設開放を継続して欲しいとの要望があることから、校舎内の一部と校庭、体育館について、学校が落ち着く6月から開放していく予定にしている。

「5 給食提供」についてであるが、地方自治法に基づく「事務の委託」により、仙台市に委託して実施する。そのため、県市それぞれの2月議会に予算外議案として上程することとしている。なお、仙台市への

委託内容は、献立作成、食材調達、給食調理及び搬送などであり、給食費の徴収等は、県が行うこととしている。

最後に「6 スクールバス運行」についてであるが、開学時から2コースの運行を予定している。

本件については、以上である。

(質 疑)

奈須野委員 資料1ページの「3 使用貸借契約」において、契約期間は平成30年4月から3年間となっており、以後は県からの申出により延長可と記載されているが、あくまでも県が契約を延長することを申し出ることにより必ず延長できるものなのか。それとも仙台市の意向により契約の延長ができない場合もあるのか伺いたい。

特別支援教育室長 基本的には仙台市の意向により延長ができなくなることはなく、県からの申出により延長は引き続き可能である。これまでの使用貸借契約においては、仙台市の基準により契約期間は最大3年間の決まりがあり、その基準に基づいて契約していることから延長可の条件を付けている。

(2) 宮城県美術館リニューアル基本方針（最終案）について

(説明者：生涯学習課長)

「宮城県美術館リニューアル基本方針（最終案）について」御説明申し上げます。

資料は、3ページと別冊1の基本方針（最終案）、別紙1の概要版である。はじめに、資料3ページを御覧願いたい。「1 概要」については、12月の定例会でも御説明したが、今年度は、昨年3月に策定した「リニューアル基本構想」を踏まえ、建物改修の方向性について具体化するため、有識者による検討会議を設置の上、「リニューアル基本方針」を策定することとしている。

「2 これまでの経過等」については、記載のとおりである。昨年10月から今年の1月まで、アンケート調査や、関係機関からの意見聴取を行った。また、12月22日から1か月間、中間案に対するパブリックコメントを行った。今回、パブリックコメントに対する意見はなかったが、関係機関から、多くの貴重な御意見をいただいたところである。1月27日には美術館フォーラムを開催し、リニューアルの先行事例紹介やパネルディスカッションを行った。約90名の皆様に御参加いただき、リニューアルに向けた大きな一歩を踏み出したと考えている。

これらを踏まえ、中間案を加筆・修正の上、2月2日に最終となる第4回の検討会議を開催し、「基本方針（最終案）」について御協議いただいたところである。今後は、3月の県議会文教警察委員会への報告を経て、基本方針として策定することとしている。

「3 基本方針（中間案）からの主な変更点」については、別冊1の基本方針（最終案）により御説明申し上げます。全体的にレイアウトを工夫し写真の挿入などを行っている。2枚目の「目次」を御覧願いたい。架線を引いているところが修正箇所である。まず、第1章の前に「はじめに」を配置するなど構成を変更した。中間案では第1章の中に「はじめに」を記載していたが、第1章から抜き出して構成を変更したものである。

次に14ページを御覧願いたい。リニューアルのキャッチフレーズとコンセプトが分かりやすくなるように模式図を挿入した。

16ページを御覧願いたい。リニューアルの目玉となる取組の一つである「キッズ・プロジェクト（仮称）」について、子どもがいても良いと思える場所づくりや、子どもをきっかけに誰もが過ごしやすい美術館について考える点を追記した。

18ページを御覧願いたい。ここでは、「交流ラウンジ（仮称）」を「情報・交流ラウンジ（仮称）」に変更している。また、人の流れをスムーズに呼びこめるような外構の整備などについて追記している。

19ページを御覧願いたい。ここでは、美術館の事業について効果的に発信して来館者の増加を目指すこと、また、外国語による広報も強化することについて追記している。さらに、音声ガイドやスマートフォンを利用した解説サービスなど、幅広い鑑賞が可能な手法を検討することや、通信環境の充実の観点から、Free-WiFiの整備について追記している。

資料3ページにお戻り願いたい。「4 概算事業費」については、現時点で約50億から60億円と見込んでいる。「5 基本方針策定以降のスケジュール（想定）」については記載のとおりであり、平成36年度のリニューアルオープンを目指す予定である。

本件については、以上である。

(質 疑)

伊 藤 委 員

別冊1の16ページに記載されている(1)「子どもたちの豊かな体験を創出する美術館」において「キッズ・プロジェクト」についても詳しく記載があり、子供達にとって行っても良い、居ても良いと思える場所づくりを行うこととしている。美術館の周辺には仙台城趾、仙台市博物館、東北大学萩ホール、植物園といった宮城県や仙台市における歴史・文化・学術の地域資源等が沢山あり、小さい頃からこのエリアや地域に馴染むことは大変大事である。そうした意味から、キッズ・プロジェクトを通じて川内・青葉山周辺に深く関心を持っていただく良い機会になると思うので、この部分について力を入れて推進していただきたい。また、19ページに(3)「国内外の人々が魅了される美術館」と記載があるが、美術館では特別展を開催する際に留学生を招待し、事前に留学生にブリーフィングを行った上で、母国語による特別展の情報発信をする取組が行われている。こうした取組は国内外の人々が魅了される美術館づくりには欠かせないものだと思うので、継続して進めてほしい。

生涯学習課長

キッズ・プロジェクトについては、子供のうちから美術に親しんでもらい、鑑賞だけではなく創作等も通じて美術や美術館に親しんでもらうことを目標としている。色々な展示会についても子供連れで行ってよいのか、子供が騒いだら迷惑をかけるのではないかとの思いを持っている方も多いと思う。そうした点にも配慮しながら、また子供についても考えることで、お年寄りや障害者の方も含めた皆さんが快適に過ごせる美術館を目指していきたい。また、ルノワール展から留学生を招待してSNSで情報発信をしてもらう取組を行っている。今後の課題として、館内の写真撮影が可能な範囲をどこまでにするが課題となっており、他の美術館ではエリアを決めて撮影可能としている。フィンランド展では、1階にイスを飾ったところ、そのイスに座って写真撮影をしていた観客もいたことから、そうしたところも踏まえて、外国の方も含めて多くの方に楽しんでいただけるような美術館づくりに繋げていきたいと思っている。

齋 藤 委 員

別冊1の20ページに記載のある「見える収蔵庫」について、これまでも美術館では展示中の作品以外にも沢山の収蔵品があると伺っている。その収蔵品を広い場所を使って展示ではなく、20ページに掲載されている図4にあるように、収蔵している状態で見学できるようにすることなのか伺いたい。

生涯学習課長

見える収蔵庫については、国内にあまり例がなく、外国の事例などを研究しているところである。美術館では現在6,800点ほどの収蔵品があるが、常設展で展示できるのはその一部に限られるので、来館の度に新たな収蔵品が見られる工夫をするために、このアイデアが出たものである。具体的には、収蔵庫と展示室が隣接している場所をうまく活用していくこととしているが、光や保存の問題があるので課題は多い。有識者からは図4のイラストでは明るすぎるとの意見も出ている。展示方法について、どのような工夫ができるのか、例えば数ヶ月単位で定期的に見える収蔵庫の展示を替えることで多くの方々に足を運んでいただくことを考えている。

齋 藤 委 員

常設展については、作品がいつ入れ替わるか分からないことから、来館者は常設展を素通りして特別展だけ見学している。美術館には沢山の収蔵品があることから、見える収蔵庫があれば美術に興味のある方が短い期間に何度も足を運んでいただけると思うので、大変良いアイデアだと思う。

千 木 良 委 員

美術館は子供も含め色々な方が来てわいわいと騒がしいく素敵な場所であってほしいという思いと、来館者が少なく薄暗い収蔵庫であまり横も見えない絵を静かに鑑賞

したいという人もいると思う。蔵王町に「エール蔵王」という美術館があり、来館者が少ないものの景色を楽しむには非常に良く、自分としては気持ちが落ち着く場所であったことから、美術館には色々な顔があつて良いと思った。「エール蔵王」は来館者が少なかったことから仙台に移転するようである。蔵王という場所は景色が良いが集客としては難しいようである。県の美術館は、そうした心配がない場所に設置されているが、美術館は色々な顔があつて良いと思った。

生涯学習課長

大型の企画展では多くの方に集まっていたが、常設展は比較的ゆっくり鑑賞ができる状況となっている。常設展の来館者を増やしたい思いがあることから、常設展の充実も検討していきたい。現在、美術館で「岸田劉生と椿貞雄」展を開催しているが、来館者が伸び悩んでいることから、委員の皆様から御案内をしていただければと思う。

12 資料（配布のみ）

- (1) 教育庁関連情報一覧
- (2) 東日本大震災復興祈念特別展「東大寺と東北」復興を支えた人々の祈り

13 次回教育委員会の開催日程について

高橋教育長 次回の定例会は、平成30年3月19日（月）午後1時30分から開会する。

14 閉 会 午後2時46分

平成30年3月19日

署名委員

署名委員